

神戸市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月28日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第32号

神戸市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則

神戸市狂犬病予防法施行細則（昭和34年7月規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号。以下「法」という。）の施行については、狂犬病予防法施行令（昭和28年政令第236号。以下「<u>政令</u>」という。）及び狂犬病予防法施行規則（昭和25年厚生省令第52号。以下「<u>省令</u>」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>(登録の申請書)</p> <p>第2条 <u>省令</u>第3条の申請書は、様式</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号。以下「法」という。）の施行については、狂犬病予防法施行令（昭和28年政令第236号。以下「<u>令</u>」という。）及び狂犬病予防法施行規則（昭和25年厚生省令第52号。以下「<u>施行規則</u>」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>(登録の申請書)</p> <p>第2条 <u>施行規則</u>第3条の申請書は、</p>

第 1 号による犬の登録等申請書とし、犬の所在地を管轄する保健所長に提出しなければならない。

(市長が別に定める鑑札の様式)

第 2 条の 2 省令第 5 条第 1 項ただし書の規定により市長が定める鑑札は、様式第 1 号の 2 とする。

(鑑札の再交付の申請)

第 3 条 省令第 6 条第 1 項の規定により鑑札の再交付を申請しようとする者は、犬の登録等申請書を犬の所在地を管轄する保健所長に提出しなければならない。

(犬の死亡等の届出)

第 4 条 省令第 8 条第 1 項及び第 9 条の届出書は、様式第 2 号による届出書とし、犬の所在地(犬の所在地を変更したときにあつては、その犬の新所在地)を管轄する保健所長に提出しなければならない。

(市長が別に定める注射済票の様式)

第 5 条の 2 省令第 12 条第 3 項ただし書の規定により市長が定める注射済票は、様式第 3 号の 2 とする。

(注射済票の再交付の申請)

第 6 条 省令第 13 条第 1 項の規定により注射済票の再交付を申請しよう

様式第 1 号による犬の登録等申請書とし、犬の所在地を管轄する保健所長に提出しなければならない。

(市長が別に定める鑑札の様式)

第 2 条の 2 施行規則第 5 条第 1 項ただし書の規定により市長が定める鑑札は、様式第 1 号の 2 とする。

(鑑札の再交付の申請)

第 3 条 施行規則第 6 条第 1 項の規定により鑑札の再交付を申請しようとする者は、犬の登録等申請書を犬の所在地を管轄する保健所長に提出しなければならない。

(犬の死亡等の届出)

第 4 条 施行規則第 8 条第 1 項及び第 9 条の届出書は、様式第 2 号による届出書とし、犬の所在地(犬の所在地を変更したときにあつては、その犬の新所在地)を管轄する保健所長に提出しなければならない。

(市長が別に定める注射済票の様式)

第 5 条の 2 施行規則第 12 条第 3 項ただし書の規定により市長が定める注射済票は、様式第 3 号の 2 とする。

(注射済票の再交付の申請)

第 6 条 施行規則第 13 条第 1 項の規定により注射済票の再交付を申請しよ

する者は、犬の登録等申請書を犬の所在地を管轄する保健所長に提出しなければならない。

(狂犬病予防技術員の証)

第7条 省令第14条に規定する狂犬病予防技術員は、犬の捕獲に従事するときは、同条に規定する証票のほか様式第4号による狂犬病予防技術員の証を携帯し、関係人の求めによりこれを提示しなければならない。

(評価人)

第8条 政令第5条に規定する評価人(以下単に「評価人」という。)は、犬に関して知識のある者のうちから毎年4月1日に市長が委嘱するほか、市職員をもって充てる。

2 [略]

第12条 削除

うとする者は、犬の登録等申請書を犬の所在地を管轄する保健所長に提出しなければならない。

(狂犬病予防技術員の証)

第7条 施行規則第14条に規定する狂犬病予防技術員は、犬の捕獲に従事するときは、同条に規定する証票のほか様式第4号による狂犬病予防技術員の証を携帯し、関係人の求めによりこれを提示しなければならない。

(評価人)

第8条 令第5条に規定する評価人(以下単に「評価人」という。)は、犬に関して知識のある者のうちから毎年4月1日に市長が委嘱するほか、市職員をもって充てる。

2 [略]

(犬の展覧会等の開催)

第12条 犬の展覧会、競技会等を主催しようとする者は、開催の日の10日前までに様式第8号による犬の展覧会等開催届を開催地を管轄する保健所長に提出しなければならない。

様式第1号中「神戸市

保健所長様」を「神戸市保健所長 宛」に改

める。  
様式第2号中「神戸市

保健所長様」を「神戸市保健所長 宛」に改

める。

様式第3号中「神戸市 保健所長 様」を「神戸市保健所長 宛」に改める。

様式第3号の2備考中「4 注射済票の表面の文字の色は、白色とする。」を削り、「5 注射済票の裏面の円形で囲まれた部分、ハート型で囲まれた部分及びKobeの文字の部分の色は、次の表の左欄に掲げる注射済票の背景の色の区分に応じ、同表の右欄に定める色とする。」を「4 注射済票の裏面の円形で囲まれた部分、ハート型で囲まれた部分及びKobeの文字の部分の色は、次の表の左欄に掲げる注射済票の背景の色の区分に応じ、同表の右欄に定める色とする。」に改める。

様式第5号中「狂犬病予防員 様」を「狂犬病予防員 宛」に改める。

様式第6号中「代表者 神戸市長 様」を「代表者 神戸市長 宛」に、「氏名（法人にあっては、その名称）」

⑩ を

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 」

「氏名（法人にあっては、その名称）」

に

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 」

改める。

様式第7号中「神戸市 保健所長 様」を「神戸市保健所長 宛」に改める。

様式第8号を削る。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、様式第3号の2の改正規定は、同年3月2日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の神戸市狂犬病予防法施行細則様式第6号による用紙は、当分の間、なお使用することができる。

（規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の一部改正）

3 神戸市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則（令和3年3月規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
規則名	条項又は様式番号	規則名	条項又は様式番号
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市墓地、埋葬等に関する法律施行細則（昭和31年11月規則第99号）	[略]	神戸市墓地、埋葬等に関する法律施行細則（昭和31年11月規則第99号）	[略]
[略]	[略]	神戸市狂犬病予防法施行細則（昭和34年7月規則第35号）	様式第6号
[略]	[略]	[略]	[略]